日南学園高等学校学則

学校法人　日南学園

第１章　　総　則

（目的）

1.　本校は、教育基本法及び学校教育法に則り、中学校教育を基礎において、心身の発達に
応じ高等普通教育並びに専門教育を実施することを目的とする。

（名称）

2.　本校は、日南学園高等学校（以下「本校」という。）と称する。また、本校には田野分校
（以下「分校」と言う。）を設置する。

（位置）

3.　本校を宮崎県日南市吾田東３丁目５番１号に置く。また、分校を、宮崎県宮崎市田野町
乙１０９０５番地に置く。

第２章　　課程、修業年限、学期及び休業日

（課程及び修業年限）

4.　本校に次の課程を置き、修業年限は次のとおりとする。

全日制課程	３年
看護科・専攻科（５年一貫看護師課程）	５年
通信制課程	3 年以上

（学年）

第５条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（学期）

6.　学年を次の３学期に分け、期間は次のとおりとする。
なお、通信制課程にあっては、第 10 章において定める。

第１学期　４月１日から８月３１日まで
第２学期　９月１日から１２月３１日まで
第３学期　1 月 1 日から３月３１日まで

（休業日）

第７条　休業日は、次のとおりとする。
なお、通信制課程にあっては、第 10 章において定める。

日曜日及び月の第２、第４土曜日
国民の祝祭日に関する法律に規定する休日
創立記念日　６月１４日

春季休業　　３月２５日から４月７日まで
夏季休業　　７月２１日から８月３１日まで
冬季休業　　１２月２５日から１月７日まで

（休業日の変更及び臨時休業）

第８条　校長は、必要に応じ休業日を変更し、又は臨時休業を行うことができる。

第３章　　教育課程、設置学科、生徒定員及び授業時数

（課程、学科及び生徒定員）

第９条　本校の課程、学科及び生徒収容定員は次のとおりとする。

日南学園高等学校

課程別

全日制課程	学科別	入学定員（収容定員）
	理数科	４０名（１２０名）
	特進科	４０名（１２０名）
	普通科	９０名（２７０名）
	看護科・看護専攻科（５年一貫看護師課程）	４０名（２００名）
	調理科	４０名（１２０名）
日南学園高等学校田野分校		
	看護科・看護専攻科（５年一貫看護師課程）	８０名（４００名）
通信制課程	普通科	２０名（　６０名）

（教育課程及び授業時数）

第１０条　教育課程及び授業時数は、別表のとおりとする。

第４章　　成績評価、課程修了及び卒業等

（単位の認定）

第１１条　生徒が学校の定める教育計画に従って科目を履修し、その成果が教科・科目の目標からみて満足できると認められる場合、校長は所定の単位を取得したことを認定する。

（証書の授与）

第１２条　３か年（通信制課程にあっては３年以上）で７４単位以上を取得し、高等学校の所定の教育課程を修了したと認められ、かつ校納金を全て納入した生徒は、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

２　調理科においては、卒業と同時に調理師免許が取得できる。

３　看護専攻科においては、６２単位以上の教科・科目の単位を取得し、看護専攻科の所定の教育課程を修了したと認められ、かつ校納金を全て納入した生徒は、終了を認定し修了証書を授与する。

第５章　　教職員

（教職員）

第１３条　本校に次の職員を置く。

校長、教頭、教諭、助教諭、実習助手、及び事務職員、その他必要な職員。

第６章　　入学、退学、転学及び休学

（生徒募集及び入学資格）

第１４条　生徒の募集及びこれに関する事項は、その都度校長において公表する。

２　看護専攻科に入学できる者は、５年一貫看護師課程の高等学校を卒業した者とする。

（入学志願手続）

第１５条　入学志願者は、所定の入学願書を出身学校の校長に提出し、同校長はこれに所定の調査書を添えて校長に提出するものとする。

２　入学試験期日前に中学校を卒業する見込みのある者は、その校長の証明により同卒業者に準ずる

（入学）

第１６条　入学は学業成績・人物考査等によって決定する。ただし、看護専攻科についてはこれを適用しない。

（編入）

第１７条　他の高等学校の生徒で、編入学を希望する者があるときは相当学年に編入させることができる。ただし、その教科・科目について必要な検査を行う。

（入学手続）

第１８条　入学を許可された者は、所定の期日以内に保証人を定め、本校所定の誓約書に入学金を添え、校長に提出しなければならない。

（保証人）

第１９条　保証人は成人者で、一生計を立て、生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

２　校長は、前項の保証人を不適当と認めたときは、変更を求めることができる。

（保護者等の住所、氏名の変更又は改印の届出）

第２０条　生徒の保護者、又は保証人がその住所、氏名を変更し、又は改印したときは、ただちに届け出なければならない。

（退学及び転学願）

第２１条　疾病、その他やむをえない事由により生徒を退学又は転学させようとするときは、保護者から願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第２２条　校長は、次の各号の一に該当する生徒に対し退学を命ずることができる。

１．性行不良で改善の見込みがないと認めた者

２．成業の見込みがないと認めた者

３．出席が常でない者

４．その他、校長が在学不適当と認めた者

（休学）

第２３条　生徒の疾病、その他やむをえない事故により欠席が長期にわたるときは、保護者から、保証人連帯の上、校長に１年以内の休学を願い出ることができる。

第７章　　賞　罰

（賞罰）

第２４条　校長は、教育上必要と認めた場合は生徒を表彰し、又は、罰則を適用することができる。

（罰則）

第２５条　罰則は、訓戒、停学、及び退学とする。

第８章　　入学検定料、入学金及び授業料等

（入学検定料、入学金、特別施設設備費、授業料及び教育環境費）

第２６条　本校の入学検定料、入学金、特別施設設備費、授業料及び教育環境費は次のとおりとする。また、調理科は、「調理実習費」を別途徴収する。

全日制課程及び５年一貫課程（看護科の場合）

入 学 検 定 料	５，０００円
入　　学　　金	１１０，０００円
特別施設設備費	６０，０００円
授　業　料（月額）	３５，０００円
教育環境費（月額）	７，０００円

５年一貫課程（看護専攻科の場合）

入　　学　　金	０円
特別施設設備費	５０，０００円
授　業　料（月額）	５０，０００円
教育環境費（月額）	３，５００円

通信制課程

入 学 検 定 料	５，０００円
入　　学　　金	１１０，０００円
特別施設設備費	６０，０００円
授業料（1 単位につき）	１２，０００円
教育環境費（月額）	４，０００円

（納入）

第２７条　授業料は、生徒の在籍中、出席の有無にかかわらず、毎月（通信制課程にあっては毎学期）所定の期日までに納入しなければならない。納入期日が休日のときは、その翌業務執行日をもって納期日とする。

（前納）

第２８条　授業料は、当該年度内に前納することができる。ただし、前納した後、退学若しくは転学したときは、在学しなくなった期間分を返還する。また、授業料に変更があった場合は、追加分を納入しなければならない。

（納入の特例）

第２９条　授業料納入前に、転学、退学又は納期日後に入学した生徒は、その際授業料を納入しなければならない。

（滞納）

第３０条　授業料の滞納が納期日から数えて３０日を超える生徒は、その納入が終了するまでの期間授業を停止することがある。また、授業停止後、なお授業料を納入しないで翌月にまたがった生徒に対しては、退学を命じることがある。

（転入学者の入学手続等）

第３１条　転入学を許可された者の入学手続等については、第１８条及び第１９条の規定を準用する。

（返還）

第３２条　いったん納入した入学検定料、入学金及び授業料は、特に定めがない場合これを返還しない。

第９章　　寄宿舎

（寄宿舎）

第３３条　本校に寄宿舎を置く。

２　寄宿舎については、別に定める。

第１０章　　通信制課程の特例

（学期）

第３４条　通信制課程の年度を次の２学期に分け、期間は次のとおりとする。

前期　　４月１日から９月３０日まで

後期　　１０月１日から３月３１日まで

（休業日）

第３５条　通信制課程の休業日は、次のとおりとする。

通信制課程として登校を要しない日

国民の祝祭日に関する法律に規定する休日

創立記念日　６月１４日

春季休業　　３月２５日から４月７日まで

夏季休業　　７月２１日から８月２１日まで

冬季休業　　１２月２５日から１月７日まで

第１１章　　補　則

（細則）

第３６条　本則施行に関する細則は、校長が定める。

附則　本則は昭和４９年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５０年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５１年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５２年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５３年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５４年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５５年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５７年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５８年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は昭和５９年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は昭和６０年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は昭和６１年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は昭和６２年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は昭和６３年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成元年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成２年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成３年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成４年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成５年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成６年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成７年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成８年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成９年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成１０年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成１１年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成１２年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成１３年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成１４年４月１日からこれを施行する。
２　平成１３年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。
附則　本則は平成１５年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成１６年４月１日からこれを施行する。
附則　本則は平成２０年４月１日からこれを施行する。
附則　１　本則は平成２３年４月１日からこれを施行する。
２　入学定員は平成２３年度入学生から適用し、平成２３年度及び平成２４年度の収容定員は次のとおりとする。

（平成２３年度及び平成２４年度の収容定員）

日南学園高等学校

学　科　名	平成２３年度	平成２４年度
理　数　科	４０	８０
特　進　科	４０	８０
普　通　科	３５０	３１０
看護科・看護専攻科	２００	２００
調　理　科	１２０	１２０
情報ビジネス科	８０	４０
合　　計	８３０	８３０

日南学園高等学校　田野分校

学　科　名	平成２３年度	平成２４年度
看護科・看護専攻科	４００	４００

３　平成２２年度以前に入学した生徒については、従前の学則を適用する。

附則　本則は平成２４年４月１日からこれを施行する。

附則　１　本則は平成２６年４月１日からこれを施行する。

２　平成２３年度に募集停止していた情報ビジネス科は、平成２６年３月３１日をもって廃止とする。

附則　本則は平成２６年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は平成２９年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は平成３１年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は令和２年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は令和３年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は令和４年４月１日からこれを施行する。

附則　本則は令和５年４月１日からこれを施行する。